

福井市非営利公益市民活動促進助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、非営利公益市民活動の促進を図り豊かな地域社会をつくるため、市民活動団体が取組む公益的な事業に対し補助金を交付することについて、福井市市民協働の推進及び非営利公益市民活動の促進に関する条例（平成16年福井市条例第2号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定及び福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号）で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象団体)

第2条 助成の対象となる団体（以下「助成対象団体」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 3名以上の非営利公益市民活動団体であること。
- (2) 市内に主たる活動拠点等を有すること（学生を主体とする団体については、県内に主たる活動拠点等を有すること）。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 過去5年間に市へ虚偽の申告、不正の事実等による処分がないこと。
- (5) 福井市暴力団排除条例（平成23年福井市条例第22号）第2条第1号の暴力団又は同条第2号の暴力団員若しくはこれらの者と密接な関係を有するものではないこと。
- (6) 宗教活動、政治活動及び販促活動を目的としていないこと。

(助成対象事業)

第3条 助成の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、助成対象団体が行う公益的な事業であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 主たる効果が福井市内で生じる事業であること。
- (2) 国、地方公共団体の財政的支援を受けない事業であること。

(助成対象経費)

第4条 助成の交付対象となる経費は、助成対象事業に要する経費のうち、別表に定

めるものとする。

(助成区分と助成金額等)

第5条 助成対象事業の区分及び助成金額は、予算の範囲内において次のとおりとする。ただし、同一又は同一と認められる事業（以下「同一事業」という。）の助成金交付は、各コース3回を上限とする。

(1) 「スタートコース」 学生を中心とした若しくは設立3年以内の非営利公益市民活動団体が取り組む事業

| 助成回数 | 補助率 | 助成額の上限 |
|------|--------|--------|
| 1回 | 10分の10 | 10万円 |
| 2回 | 10分の8 | 10万円 |
| 3回 | 10分の6 | 10万円 |

(2) 「自由提案コース」 非営利公益市民活動団体が新規事業又は既存事業の拡充に取り組む事業

| 助成回数 | 補助率 | 助成額の上限 |
|------|--------|--------|
| 1回 | 10分の10 | 20万円 |
| 2回 | 10分の8 | 20万円 |
| 3回 | 10分の6 | 20万円 |

(3) 「協働提案コース」 非営利公益市民活動団体が行政と協働して、双方の課題解決に向けて取り組む事業

| 助成回数 | 補助率 | 助成額の上限 |
|------|--------|--------|
| 1回 | 10分の10 | 40万円 |
| 2回 | 10分の8 | 40万円 |
| 3回 | 10分の6 | 40万円 |

2 前項の規定により算出した額は、千円未満の端数があるとき、その端数金額を切り捨てる。

(助成金の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、別に定

める期間内に、次に掲げる関係書類を添えて福井市非営利公益市民活動促進助成金交付申請書（様式第1号）及び団体概要書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(1) 福井市非営利公益市民活動促進助成事業実施計画書（様式第3号）

(2) 福井市非営利公益市民活動促進助成事業収支予算書（様式第4号）

2 同一団体の年度内における助成金の交付申請は、1回までとする。

3 市長は、第1項の規定により提出された助成金申請に係る書類を一般の閲覧に供するものとする。

（審査）

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、助成金の交付の適否及び助成金の額について審査するものとする。

2 市長は、審査にあたっては、条例第17条に規定する福井市市民協働推進委員会の意見を聴く。

3 市長は、審査にあたって、書類審査を行う。

4 市長は、「自由提案コース」及び「協働提案コース」の審査にあたっては、書類審査を通過した申請者が、事業内容について公開の場でプレゼンテーションをする機会を設けるものとし、当該申請者はこの場で説明をしなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

（助成金の交付の決定及び通知）

第8条 市長は、助成金の交付を決定したときは、福井市非営利公益市民活動促進助成金交付決定通知書（様式第5号）を、助成金の交付を決定しなかったときは、福井市非営利公益市民活動促進助成金不交付決定通知書（様式第6号）を申請者に送付するものとする。

2 市長は、助成対象事業を適切な方法により公表するものとする。

（助成対象事業の内容等の変更等）

第9条 前条の規定による助成金交付の決定を受けたもの（以下「被交付決定者」という。）は、助成対象事業の内容又は経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合は、必要な書類を添えて福井市非営利公益市民活動促進助成金交付変更申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、福井市非営利公益市民活動促進助成金交付変更承認通知書（様式第8号）を被交付決定者に送付するものとする。

（助成対象事業の中止）

第10条 被交付決定者は、助成対象事業を中止しようとするときは、あらかじめ福井市非営利公益市民活動促進助成金交付辞退届出書（様式第9号）を提出しなければならない。

（事業の報告）

第11条 被交付決定者は、助成対象事業の完了後、速やかに次に掲げる関係書類を添えて福井市非営利公益市民活動促進助成事業実績報告書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

(1) 福井市非営利公益市民活動促進助成事業実施報告書（様式第11号）

(2) 福井市非営利公益市民活動促進助成事業収支決算書（様式第12号）

(3) 領収書等の写し

(4) その他事業の内容及び成果を表す資料（広報チラシ、新聞記事、写真等）

2 被交付決定者は、別に定める期日までに、福井市非営利公益市民活動促進助成事業中間報告書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、事業の報告に係る書類を一般の閲覧に供するものとする。

（助成金額の確定の通知）

第12条 市長は、前条の実績報告書等を審査のうえ、助成金の金額を確定し、福井市非営利公益市民活動促進助成金額確定通知書（様式第14号）により被交付決定者に通知するものとする。

（助成金の交付請求）

第13条 前条に規定する助成金額の確定の通知を受けた被交付決定者は、速やかに、福井市非営利公益市民活動促進助成金交付請求書（様式第15号）により、市長に、助成金の交付を請求するものとする。

（助成金の交付）

第14条 市長は、前条の請求書が提出されたときは、速やかに、第12条に規定する助成金額確定通知書に記載された額を交付するものとする。ただし、助成対象事業の円滑な遂行を図るため市長が特に必要と認めるときは、第8条に基づく助成金

交付決定後、助成金の額の10分の5以内の額を概算払により交付することができる。

2 前項に規定する概算払を請求しようとする申請者は、福井市非営利公益市民活動促進助成金概算払請求書（様式第16号）を市長に提出しなければならない。

（交付の取消し及び助成金額の返還）

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消し、若しくは助成金の額を減額し、又は既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 虚偽その他不正な行為により助成金を受け、又は受けようとしたとき。

(2) 助成対象事業の全部又は一部が遂行できなくなったとき。

(3) 市長が不相当と認めたとき。

（成果発表）

第16条 助成対象事業を行ったものは、その成果を公開の場で発表しなければならない。

（関係図書の保存）

第17条 第14条に規定する助成金の交付を受けたものは、助成対象事業の実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類については、助成対象事業が完了した日の属する年度の翌年度の4月1日を起算日として5年間保管しなければならない。

（委任）

第18条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成16年6月2日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和8年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた助成金については、同日後もなおその効力を有する。

（令和2年度の助成金に係る交付申請の特例）

3 令和2年度の助成金に係る交付申請に限り、令和2年6月1日以降に当該交付申請をする場合の第6条第2項の規定の適用については、同項中「1回まで」とあるのは、「2回まで」とする。

附 則

この要綱は、平成17年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月14日から施行し、この要綱の施行後に助成する事業について適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月19日から施行し、この要綱の施行後に助成する事業について適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

| 助成対象項目 | 対象経費 |
|--------------|--|
| 報償費 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 外部の講師、司会者、出演者、スタッフ等の謝礼※謝礼には、謝金に代わる物品（菓子折り等）を含む ・ 必要な調査、研究、団体会員が助成事業に従事した時間等に係る報償費等（本人が業務日誌に記載した時間に限る） |
| 旅費・交通費 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 外部の講師、司会者、出演者、スタッフ等の交通費（公共交通機関に限る） ・ 外部講師の宿泊代 ・ 団体会員の交通費（団体の旅費規程がない場合は、本市の旅費規程に則る） |
| 印刷製本費 | <ul style="list-style-type: none"> ・ チラシ、ポスター、パンフレット等の印刷費 ・ 写真プリント代 |
| 消耗品費 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 機材や資材の購入費（コピー用紙、ゴミ袋、塗料等） ・ コピー料 ・ 原材料費（木材、食材、苗木、種等） |
| 通信運搬費 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 物品等送料（ハガキ、切手代、宅配便等） |
| 保険料 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 行事保険 ・ 団体会員以外のボランティア活動保険 |
| 委託料 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門的な技術、資格、知識を必要とする委託料（ステージの電気設備設営等） |
| 使用料及び 賃借料 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 会場使用料 ・ 外部の講師、司会者、出演者、スタッフ等の駐車料金 ・ 団体会員の駐車料金 ・ 物品の賃借料（車両、用具等） |
| その他経費 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 広告費 ・ 事業実施に要する水道光熱費及び燃料費（経常的な経費と区別できるものに限る） |